

平成 29 年 9 月
浜田市議会定例会議案

平成 29 年 9 月 4 日

平成 29 年 9 月浜田市議会定例会付議事件

議 案

- 認定第 1 号 平成 28 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 28 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 28 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 28 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 28 年度浜田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 28 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 28 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 28 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 28 年度浜田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 平成 28 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11 号 平成 28 年度浜田市水道事業会計決算認定について
- 認定第 12 号 平成 28 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について
- 承認第 4 号 専決処分の承認について（平成 29 年度浜田市一般会計補正予算第 2 号）
- 議案第 51 号 浜田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 議案第 52 号 浜田市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 53 号 浜田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 54 号 工事請負契約の締結について（浜田清掃第一処理場解体工事）
- 議案第 55 号 平成 29 年度浜田市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 56 号 平成 29 年度浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 57 号 平成 29 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 58 号 平成 29 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

報 告

報告第 6 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

報告第 7 号 公益財団法人ふるさと弥栄振興公社の経営状況の報告について

報告第 8 号 有限会社ゆうひパーク三隅の経営状況の報告について

報告第 9 号 浜田市土地開発公社の経営状況の報告について

報告第 10 号 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について

報告第 11 号 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

認定第 1 号

平成 28 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度浜田市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 2 号

平成 28 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 3 号

平成 28 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 4 号

平成 28 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 5 号

平成 28 年度浜田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度浜田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 6 号

平成 28 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 7 号

平成 28 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 8 号

平成 28 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 9 号

平成 28 年度浜田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度浜田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 10 号

平成 28 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 11 号

平成 28 年度浜田市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度浜田市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 12 号

平成 28 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度浜田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

承認第 4 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年度浜田市一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

平成 29 年度 浜田市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度浜田市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,619,252 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,654,966 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 7 月 5 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		454,784	29,842	484,626
	1 分担金	49,635	29,842	79,477
14 国庫支出金		4,455,350	1,183,921	5,639,271
	1 国庫負担金	3,079,405	1,183,921	4,263,326
15 県支出金		3,074,311	475,241	3,549,552
	2 県補助金	1,523,138	475,241	1,998,379
18 繰入金		2,622,741	235,548	2,858,289
	2 基金繰入金	2,619,246	235,548	2,854,794
21 市債		3,979,200	1,694,700	5,673,900
	1 市債	3,979,200	1,694,700	5,673,900
歳入合計		38,035,714	3,619,252	41,654,966

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		5,132,668	23,284	5,155,952
	1 総 務 管 理 費	4,490,629	23,284	4,513,913
6 農 林 水 産 業 費		3,630,084	78,000	3,708,084
	1 農 業 費	2,288,774	14,000	2,302,774
	2 林 業 費	214,153	64,000	278,153
8 土 木 費		3,120,001	68,000	3,188,001
	1 土 木 管 理 費	640,055	26,000	666,055
	3 河 川 費	56,322	42,000	98,322
9 消 防 費		1,384,108	9,766	1,393,874
	1 消 防 費	1,384,108	9,766	1,393,874
11 災 害 復 旧 費		90,000	3,440,202	3,530,202
	1 農林水産業施設災害復旧費	40,000	1,055,773	1,095,773
	2 公共土木施設災害復旧費	50,000	2,351,276	2,401,276
	3 文教施設災害復旧費	0	31,425	31,425
	4 その他公共施設・公用施設 災害復旧費	0	1,728	1,728
歳 出 合 計		38,035,714	3,619,252	41,654,966

第 2 表 地 方 債 補 正

(追 加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 方 法	利 率	償 還 の 方 法
林地崩壊防止事業	千円 33,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件 による。ただし、市 財政の都合により 据置期間及び償還 期限を短縮し、若し くは延長し、繰上償 還を行い、又は借 換えすることができ る。

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
自 然 災 害 防 止 事 業	千円 20,600	千円 50,500
災 害 復 旧 事 業	25,600	1,656,900

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	5,132,668	23,284	5,155,952				23,284
6農 林 水 産 業 費	3,630,084	78,000	3,708,084	18,350	33,500	7,865	18,285
8土 木 費	3,120,001	68,000	3,188,001		29,900	10,500	27,600
9消 防 費	1,384,108	9,766	1,393,874				9,766
11災 害 復 旧 費	90,000	3,440,202	3,530,202	1,640,812	1,631,300	11,477	156,613
歳 出 合 計	38,035,714	3,619,252	41,654,966	1,659,162	1,694,700	29,842	235,548

2 歳 入

12 分担金及び負担金 (1 分 担 金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金	454,784	29,842	484,626
1 分 担 金	49,635	29,842	79,477
2 農林水産業費分担金	40,993	7,865	48,858
3 土木費分担金	7,500	10,500	18,000
4 災害復旧費分担金	386	11,477	11,863
14 国庫支出金	4,455,350	1,183,921	5,639,271
1 国庫負担金	3,079,405	1,183,921	4,263,326
4 災害復旧費国庫負担金	26,680	1,183,921	1,210,601
15 県支出金	3,074,311	475,241	3,549,552
2 県補助金	1,523,138	475,241	1,998,379
4 農林水産業費県補助金	1,105,132	18,350	1,123,482
8 災害復旧費県補助金	16,425	456,891	473,316
18 繰 入 金	2,622,741	235,548	2,858,289
2 基金繰入金	2,619,246	235,548	2,854,794
1 財政調整基金繰入金	443,759	235,548	679,307
21 市 債	3,979,200	1,694,700	5,673,900
1 市 債	3,979,200	1,694,700	5,673,900

(単位：千円)

節		説	明
区	分 金 額		
2 林 業 費 分 担 金	7,865	林地崩壊防止事業分担金	7,865
2 河 川 費 分 担 金	10,500	宅地自然災害防止事業分担金	10,500
1 農林水産業施設災害復旧費分担金	11,477	29年農地災害復旧費分担金 29年農業用施設災害復旧費分担金	6,526 4,951
1 公共土木施設災害復旧費負担金	1,165,249	29年公共土木施設災害復旧費	1,165,249
2 教育施設災害復旧費負担金	18,672	29年教育施設災害復旧費	18,672
2 林 業 費 補 助 金	18,350	林地崩壊防止事業費 災害被害森林復旧対策事業費	15,850 2,500
1 農林水産業施設災害復旧費補助金	456,891	29年農地災害復旧費 29年農業用施設災害復旧費 29年林業施設災害復旧費 29年農村公園災害復旧費	53,805 134,446 263,640 5,000
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	235,548	財政調整基金繰入金	235,548

21 市 債 (1 市 債)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 農林水産業債	435,500	33,500	469,000
6 土 木 債	996,800	29,900	1,026,700
9 災害復旧債	25,600	1,631,300	1,656,900
歳 入 合 計	38,035,714	3,619,252	41,654,966

(單位：千円)

節		説	明
区	分		
2	林業債	33,500	林地崩壊防止事業費33,500
2	河川債	29,900	自然災害防止事業費29,900
1	農林水産業施設災害復旧債	424,000	現年農地災害復旧費66,100 現年農業用施設災害復旧費147,300 現年林業施設災害復旧費205,600 現年農村公園災害復旧費5,000
2	公共土木施設災害復旧債	1,193,000	現年公共土木施設災害復旧費1,193,000
3	文教施設災害復旧債	12,600	現年公立学校施設災害復旧費12,000 現年社会教育施設災害復旧費600
4	その他公共施設・公用施設災害復旧債	1,700	現年商工施設災害復旧費1,700

[illegible]

2 総 務 費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	16,550	1 災害対策費 23,284
11 需用費	3,766	
12 役務費	980	
13 委託料	890	
14 使用料及び賃借料	98	
18 備品購入費	1,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	3,630,084	78,000	3,708,084	18,350	33,500	7,865	18,285
1 農 業 費	2,288,774	14,000	2,302,774				14,000
5 土地改良事業費	196,112	14,000	210,112				14,000

6 農林水産業費（1 農業費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び交付金	14,000	1 農地等小規模災害復旧支援事業 14,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 林 業 費	214,153	64,000	278,153	18,350	33,500	7,865	4,285
5 林地崩壊防止 事業費	0	59,000	59,000	15,850	33,500	7,865	1,785
6 災害対策費	0	5,000	5,000	2,500			2,500

6 農林水産業費 (2 林業費)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	1,610	1 林地崩壊防止事業 59,000
13 委託料	11,690	
15 工事請負費	45,700	
15 工事請負費	5,000	1 災害被害森林復旧対策事業 5,000

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	26,000	1 建物裏山崩壊土砂等除去事業 26,000

[illegible]

8 土 木 費 (3 河 川 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	42,000	1 自然災害防止事業 42,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1,384,108	9,766	1,393,874				9,766
1 消 防 費	1,384,108	9,766	1,393,874				9,766
4 災害対策費	0	9,766	9,766				9,766

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	90,000	3,440,202	3,530,202	1,640,812	1,631,300	11,477	156,613
1 農林水産業施設災害復旧費	40,000	1,055,773	1,095,773	456,891	424,000	11,477	163,405
1 農地災害復旧費	10,000	180,071	190,071	53,805	66,100	6,526	53,640
2 農業用施設災害復旧費	10,000	329,071	339,071	134,446	147,300	4,951	42,374
3 林業施設災害復旧費	20,000	535,031	555,031	263,640	205,600		65,791
4 農村公園災害復旧費	0	11,600	11,600	5,000	5,000		1,600

11 災害復旧費 (1 農林水産業施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説明
区	金額	
3 職員手当等	2,455	1 2 9年農地災害復旧費 180,071
11 需用費	1,500	
13 委託料	48,846	
15 工事請負費	127,270	
3 職員手当等	4,441	1 2 9年農業用施設災害復旧費 329,071
11 需用費	2,986	
13 委託料	70,144	
15 工事請負費	251,500	
3 職員手当等	9,187	1 2 9年林業施設災害復旧費 535,031
11 需用費	5,901	
13 委託料	96,143	
15 工事請負費	423,600	
17 公有財産購入費	200	
15 工事請負費	11,600	1 2 9年農村公園災害復旧費 11,600

38

11 災害復旧費 (2 公共土木施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
3 職員手当等	11,755	1 2 9年公共土木施設災害復旧費 2,351,276
4 共済費	1,315	
7 賃金	8,707	
9 旅費	885	
11 需用費	24,751	
12 役務費	300	
13 委託料	355,000	
14 使用料及び賃借料	1,063	
15 工事請負費	1,947,000	
18 備品購入費	500	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 文教施設災害復旧費	0	31,425	31,425	18,672	12,600		153
1 公立学校施設災害復旧費	0	30,777	30,777	18,672	12,000		105
2 社会教育施設災害復旧費	0	648	648		600		48

11 災害復旧費 (3 文教施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
11 需用費	277	1 2 9年学校教育施設災害復旧費 30,777
13 委託料	1,568	
15 工事請負費	28,932	
13 委託料	648	1 2 9年社会教育施設災害復旧費 648

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	0	1,728	1,728		1,700		28
1 商工施設災害復旧費	0	1,728	1,728		1,700		28

11 災害復旧費 (4 その他公共施設・公用施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	1,728	1 2 9年観光施設災害復旧費 1,728

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 後	長 等	(人) 7	(千円) 23,120	(千円) 25,663	(千円) 7,844 3.10月分	(千円)	(千円)	(千円) 7,908	(千円) 64,535	(千円) 9,974	(千円) 74,509	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	102,360		30,410 3.10月分				132,770	40,018	172,788	
	そ の 他	2,789	645,809					58,355	704,164	74,682	778,846	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	2,820	771,289	25,663	38,254			66,263	901,469	124,674	1,026,143	
補 正 前	長 等	7	23,120	25,663	7,844 3.10月分			7,908	64,535	9,974	74,509	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	102,360		30,410 3.10月分				132,770	40,018	172,788	
	そ の 他	2,789	645,809					8,264	654,073	74,682	728,755	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	2,820	771,289	25,663	38,254			16,172	851,378	124,674	976,052	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他							50,091	50,091		50,091	
	計							50,091	50,091		50,091	

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分	前 年 度 末 現在高見込額 千円	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額 千円
		起 債 見 込 額 千円	償 還 見 込 額 千円	
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	25,600	115,104	1,125,297
	補 正 額	1,631,300		1,631,300
一 般 単 独 事 業 債	補 正 後 の 額	1,656,900	115,104	2,756,597
	補 正 前 の 額	1,536,200	2,225,825	19,477,248
	補 正 額	63,400		63,400
	補 正 後 の 額	1,599,600	2,225,825	19,481,003
計	補 正 前 の 額	3,979,200	5,751,714	54,477,942
	補 正 額	1,694,700		1,694,700
	補 正 後 の 額	5,673,900	5,751,714	56,048,497

議案第 51 号

浜田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例の制定について

浜田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条
例を次のように定める。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）
第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、浜田市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、19人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、18人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年3月1日から施行する。

(浜田市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 浜田市農業委員会の選挙による委員の定数条例(平成17年浜田市条例第14号)は、廃止する。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会の委員	会長	〃	25,400 円
	会長代理	〃	23,400 円
	委員	〃	21,400 円

を

」

「

農業委員 会の委員	会長	基本報酬	〃	25,400 円
		能率報酬	規則で定める額	
	会長代理	基本報酬	月額	23,400 円
		能率報酬	規則で定める額	

に

	委員	基本報酬	月額 21,400 円
		能率報酬	規則で定める額
農業委員会の農地利 用最適化推進委員		基本報酬	月額 21,400 円
		能率報酬	規則で定める額

」

改める。

議案第 52 号

浜田市税条例の一部を改正する条例について

浜田市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例の一部を改正する条例

浜田市税条例（平成 17 年浜田市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 19 条中「）、第 53 条の 7、第 67 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める。

第 34 条の 4 中「100 分の 12.1」を「100 分の 8.4」に改める。

第 80 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 80 条第 3 項中「第 443 条第 1 項」を「第 445 条第 1 項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 80 条の 2 を削る。

第 81 条を次のように改める。

（軽自動車税のみなす課税）

第 81 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の

軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 81 条の次に次の 10 条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する環境性能割の非課税の範囲）

第 81 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、環境性能割を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 血液事業の用に供するもの
- (3) へき地巡回診療の用に供するもの
- (4) 患者の輸送の用に供するもの
- (5) 救護資材の運搬の用に供するもの

（環境性能割の課税標準）

第 81 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第 81 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第 451 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100 分の 1
- (2) 法第 451 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100 分の 2
- (3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3

（環境性能割の徴収の方法）

第 81 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第 81 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3 輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

（環境性能割の減免）

第 81 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 90 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等（3 輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、市長が別に定める。

（環境性能割の課税免除）

第 81 条の 9 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割の課税を免除する。

- 2 前項の規定による環境性能割の課税免除を受けるための手続その他必要な事項については、市長が別に定める。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する種別割の非課税の範囲）

第 81 条の 10 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、種別割を課さない。

（種別割の課税免除）

第 81 条の 11 軽自動車及び 2 輪の小型自動車のうち、商品であって使用しないものに対しては、種別割を課さないことができる。

第 82 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動

車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「

2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円

3 輪のもの 年額 3,900 円

4 輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

を

自家用 年額 10,800 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

」

「

（ア） 2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円

（イ） 3 輪のもの 年額 3,900 円

（ウ） 4 輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

に

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

（エ） 専ら雪上を走行するもの 年額 3,000 円

」

改め、同号イ中

「

農耕作業用のもの 年額 2,000 円

を

その他のもの 年額 5,900 円

」

「

（ア） 農耕作業用のもの 年額 2,000 円

に

（イ） その他のもの 年額 5,900 円

」

改める。

第 83 条（見出しを含む。）及び第 85 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 87 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 88 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 89 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 2 号中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 90 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 89 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改め、同条第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 91 条第 2 項中「第 443 条」を「第 445 条」に、「第 80 条の 2」を「第 81 条の 10」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 15 条の次に次の 6 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、島根県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第 15 条の 3 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、島根県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例）

第 15 条の 3 の 2 市長は、当分の間、第 81 条の 9 の規定にかかわらず、島根県知事が自動車税の環境性能割の課税を免除する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割の課税を免除する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第 15 条の 4 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「島根県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第 15 条の 5 市は、島根県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として島根県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第 15 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

附則第 16 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア（イ）	3,900 円	4,600 円
第 2 号ア（ウ） a	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
第 2 号ア（ウ） b	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

附則第 16 条第 2 項から第 4 項までを削る。

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

第 16 条の 2 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の浜田市税条例(次条において「31 年新条例」という。)第 34 条の 4 の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 31 年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31 年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 32 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 31 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(浜田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 浜田市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年浜田市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 82 条及び新条例」を「浜田市税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 82 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,700 円
第 82 条第 2 号ア(ウ)	6,900 円	6,600 円
a	10,800 円	8,600 円
第 82 条第 2 号ア(ウ)	3,800 円	3,600 円
b	5,000 円	4,800 円
附則第 16 条第 1 項	第 82 条	浜田市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年浜田市条例第 24 号。以下この条にお

		いて「平成 26 年改正 条例」という。) 附則 第 6 条の規定により読 み替えて適用される 第 82 条
附則第 16 条第 1 項の 表第 2 号ア (イ) の項	第 2 号ア (イ)	平成 26 年改正条例附 則第 6 条の規定により 読み替えて適用され る第 82 条第 2 号ア (イ)
	3,900 円	3,700 円
附則第 16 条第 1 項の 表第 2 号ア (ウ) a の 項	第 2 号ア (ウ) a	平成 26 年改正条例附 則第 6 条の規定により 読み替えて適用され る第 82 条第 2 号ア (ウ) a
	6,900 円	6,600 円
	10,800 円	8,600 円
附則第 16 条第 1 項の 表第 2 号ア (ウ) b の 項	第 2 号ア (ウ) b	平成 26 年改正条例附 則第 6 条の規定により 読み替えて適用され る第 82 条第 2 号ア (ウ) b
	3,800 円	3,600 円
	5,000 円	4,800 円

第 5 条 浜田市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年浜田市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項の表第 19 条第 3 号の項中「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める。

議案第 53 号

浜田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

浜田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年浜田市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第 4 項第 4 号」を「第 5 条第 4 項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 54 号

工事請負契約の締結について

一般競争入札に付した浜田清掃第一処理場解体工事について次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 浜田清掃第一処理場解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 219,456,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 宮田建設工業・三浦商事特別共同企業体 |
| | 代表者 | 浜田市朝日町 91 番地 13
宮田建設工業株式会社
代表取締役 宮 田 智 裕 |
| | 構成員 | 浜田市熱田町 600 番地 1
三浦商事有限会社
代表取締役 三 浦 道 憲 |

議案第 55 号

平成 2 9 年度

浜田市一般会計補正予算
(第 3 号)

平成 29 年度 浜田市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 29 年度浜田市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 396,861 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,051,827 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地 方 特 例 交 付 金		20,888	54	20,942
	1 地 方 特 例 交 付 金	20,888	54	20,942
10 地 方 交 付 税		11,700,000	393,755	12,093,755
	1 地 方 交 付 税	11,700,000	393,755	12,093,755
14 国 庫 支 出 金		5,639,271	2,994	5,642,265
	2 国 庫 補 助 金	1,364,505	2,994	1,367,499
15 県 支 出 金		3,549,552	643	3,550,195
	2 県 補 助 金	1,998,379	643	1,999,022
17 寄 附 金		1,178,962	12,000	1,190,962
	1 寄 附 金	1,178,962	12,000	1,190,962
18 繰 入 金		2,858,289	△471,557	2,386,732
	2 基 金 繰 入 金	2,854,794	△471,557	2,383,237
19 繰 越 金		1	556,288	556,289
	1 繰 越 金	1	556,288	556,289
20 諸 収 入		1,003,545	29,559	1,033,104
	4 受 託 事 業 収 入	260,765	△1,650	259,115
	5 雑 入	517,369	31,209	548,578
21 市 債		5,673,900	△126,875	5,547,025
	1 市 債	5,673,900	△126,875	5,547,025
歳 入 合 計		41,654,966	396,861	42,051,827

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,155,952	430,773	5,586,725
	1 総務管理費	4,513,913	430,773	4,944,686
3 民生費		10,914,075	12,042	10,926,117
	1 社会福祉費	6,230,883	9,445	6,240,328
	2 児童福祉費	3,799,124	2,597	3,801,721
4 衛生費		3,280,418	500	3,280,918
	1 保健衛生費	1,703,672	500	1,704,172
6 農林水産業費		3,708,084	5,168	3,713,252
	1 農業費	2,302,774	1,500	2,304,274
	3 水産業費	1,127,157	3,668	1,130,825
8 土木費		3,188,001	△ 150	3,187,851
	1 土木管理費	666,055	△ 1,650	664,405
	2 道路橋梁費	1,605,760	1,500	1,607,260
10 教育費		2,824,191	12,000	2,836,191
	1 教育総務費	664,651	0	664,651
	3 中学校費	195,671	0	195,671
	5 社会教育費	1,057,598	12,000	1,069,598
12 公債費		6,306,163	△ 63,472	6,242,691
	1 公債費	6,306,163	△ 63,472	6,242,691
歳出合計		41,654,966	396,861	42,051,827

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
防 災 施 設 整 備 事 業	千円 39,300	千円 42,000
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	20,500	25,300
道 路 橋 梁 整 備 事 業	862,400	862,500
臨 時 財 政 対 策 債	1,200,000	1,065,525

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金	20,888	54	20,942
10 地方交付税	11,700,000	393,755	12,093,755
14 国庫支出金	5,639,271	2,994	5,642,265
15 県支出金	3,549,552	643	3,550,195
17 寄附金	1,178,962	12,000	1,190,962
18 繰入金	2,858,289	△471,557	2,386,732
19 繰越金	1	556,288	556,289
20 諸収入	1,003,545	29,559	1,033,104
21 市債	5,673,900	△126,875	5,547,025
歳入合計	41,654,966	396,861	42,051,827

(歲 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2総 務 費	5,155,952	430,773	5,586,725	348	2,700	941	426,784	
3民 生 費	10,914,075	12,042	10,926,117	2,646	4,800		4,596	
4衛 生 費	3,280,418	500	3,280,918			500		
6農 林 水 産 業 費	3,708,084	5,168	3,713,252			5,000	168	
8土 木 費	3,188,001	△150	3,187,851	0	100	△1,650	1,400	
10教 育 費	2,824,191	12,000	2,836,191			30,343	△18,343	
12公 債 費	6,306,163	△63,472	6,242,691				△63,472	

2 歳 入

9 地方特例交付金 (1 地方特例交付金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 地方特例交付金	20,888	54	20,942
1 地方特例交付金	20,888	54	20,942
1 地方特例交付金	20,888	54	20,942
10 地方交付税	11,700,000	393,755	12,093,755
1 地方交付税	11,700,000	393,755	12,093,755
1 地方交付税	11,700,000	393,755	12,093,755
14 国庫支出金	5,639,271	2,994	5,642,265
2 国庫補助金	1,364,505	2,994	1,367,499
1 総務費国庫補助金	36,054	348	36,402
2 民生費国庫補助金	157,607	2,646	160,253
15 県支出金	3,549,552	643	3,550,195
2 県補助金	1,998,379	643	1,999,022
3 衛生費県補助金	59,022	643	59,665
17 寄 附 金	1,178,962	12,000	1,190,962
1 寄 附 金	1,178,962	12,000	1,190,962
2 教育費寄附金	53,300	12,000	65,300
18 繰 入 金	2,858,289	△471,557	2,386,732
2 基金繰入金	2,854,794	△471,557	2,383,237
1 財政調整基金繰入金	679,307	△495,400	183,907
5 ふるさと応援基金繰入金	464,012	23,843	487,855

(単位：千円)

節		説	明
区	分 金 額		
1 地 方 特 例 交 付 金	54	地方特例交付金	54
1 地 方 交 付 税	393,755	普通交付税	393,755
1 総 務 管 理 費 補 助 金	348	社会保障・税番号制度システム整備事業費	348
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	2,646	保育所等整備事業費	2,646
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	643	乳幼児医療費（過年度分）	643
2 社 会 教 育 費 寄 附 金	12,000	文化振興寄附金	12,000
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△495,400	財政調整基金繰入金	△495,400

18 繰入金（2 基金繰入金）

款 項 目	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	1	556,288	556,289
1 繰越金	1	556,288	556,289
1 繰越金	1	556,288	556,289
20 諸収入	1,003,545	29,559	1,033,104
4 受託事業収入	260,765	△1,650	259,115
3 土木費受託事業収入	18,400	△1,650	16,750
5 雑入	517,369	31,209	548,578
2 雑入	517,367	31,209	548,576
21 市債	5,673,900	△126,875	5,547,025
1 市債	5,673,900	△126,875	5,547,025
1 総務債	426,700	2,700	429,400
2 民生債	48,000	4,800	52,800
6 土木債	1,026,700	100	1,026,800
10 臨時財政対策債	1,200,000	△134,475	1,065,525
歳入合計	41,654,966	396,861	42,051,827

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 ふ る さ と 応 援 基 金 繰 入 金	23,843	ふるさと応援基金繰入金 23,843
1 前 年 度 繰 越 金	556,288	前年度繰越金 556,288
1 土 木 管 理 費 受 託 事 業 収 入	△1,650	潰谷川砂防事業費 △1,650
7 総 務 費 雑 入	836	情報政策雑入 836
8 民 生 費 雑 入	30,234	後期高齢者医療療養給付費負担金返還金 30,234
11 農 林 水 産 業 費 雑 入	139	農林雑入 139
1 総 務 管 理 債	2,700	Jアラート新型受信機整備事業費 2,700
1 社 会 福 祉 債	4,800	福祉施設整備事業費 4,800
1 道 路 橋 梁 債	100	道路橋梁整備事業費 100
1 臨 時 財 政 対 策 債	△134,475	臨時財政対策債 △134,475

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	5,155,952	430,773	5,586,725	348	2,700	941	426,784
1 総務管理費	4,513,913	430,773	4,944,686	348	2,700	941	426,784
6 財産管理費	610,691	280,000	890,691				280,000
7 企 画 費	1,888,273	5,958	1,894,231			836	5,122
8 電子計算費	300,322	2,140	302,462	348			1,792
15 防災諸費	95,779	13,575	109,354		2,700		10,875
17 諸 費	47,557	129,100	176,657			105	128,995

2 総 務 費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	280,000	1 財政調整基金積立金 280,000
11 需用費	5,958	1 ひゃこるネットみすみ運営事業 5,958
13 委託料	2,140	1 基幹系業務システム更新事業 2,140
13 委託料	12,764	1 災害対応設備整備事業 10,799
14 使用料及び賃借料	259	2 Jアラート新型受信機整備事業 2,776
18 備品購入費	552	
23 償還金利子及び割引料	129,100	1 国県補助金等精算返還金 129,100

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	10,914,075	12,042	10,926,117	2,646	4,800		4,596
1 社会福祉費	6,230,883	9,445	6,240,328		4,800		4,645
1 社会福祉総務費	1,250,595	4,795	1,255,390		4,800		△5
3 障がい者福祉費	1,817,998	4,650	1,822,648				4,650

3 民生費 (1 社会福祉費)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	4,795	1 ラ・ペアーレ浜田改修事業 4,795
19 負担金補助及び交付金	4,650	1 障がい者福祉事務費 4,650

3 民 生 費 (2 児 童 福 祉 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	3,967	1 保育所防犯対策強化事業 3,967
19 負担金補助及び交付金	△1,370	1 保育所入所受入促進事業 △1,370

[illegible]

4 衛生費（1 保健衛生費）

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
19 負担金補助及び交付金		500	1 動物愛護推進事業 500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	3,708,084	5,168	3,713,252			5,000	168
1 農 業 費	2,302,774	1,500	2,304,274			5,000	△3,500
3 農業振興費	949,446	1,500	950,946			5,000	△3,500

6 農林水産業費 (1 農業費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	1,500	1 美又地域 6 次産業化支援事業 1,500

[illegible]

6 農林水産業費 (3 水産業費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	3,668	1 冷凍冷蔵庫整備支援事業 3,668

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,188,001	△150	3,187,851		100	△1,650	1,400
1 土木管理費	666,055	△1,650	664,405			△1,650	
1 土木総務費	587,940	△1,650	586,290			△1,650	

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	△1,516	1 土木総務事務費 △1,650
17 公有財産購入費	△129	
27 公課費	△5	

[illegible]

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共済費	0	1 舗装補修事業 △15,450 2 道路ストック災害防除事業 15,450 3 浜田駅前広場整備事業 1,500
7 賃金	0	
11 需用費	0	
12 役務費	720	
13 委託料	△4,220	
14 使用料及び賃借料	0	
15 工事請負費	5,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	2,824,191	12,000	2,836,191			30,343	△18,343
1 教育総務費	664,651	0	664,651			7,000	△7,000
2 事務局費	561,299	0	561,299			1,000	△1,000
3 教育研究指導費	99,605	0	99,605			6,000	△6,000

10 教 育 費 (1 教育総務費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

[illegible]

10 教育費 (3 中学校費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	

[illegible]

10 教育費 (5 社会教育費)

(單位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	600	1 石正美術館施設改修事業 12,000
15 工事請負費	11,400	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
12 公 債 費	6,306,163	△63,472	6,242,691				△63,472
1 公 債 費	6,306,163	△63,472	6,242,691				△63,472
2 利 子	494,369	△63,472	430,897				△63,472

地 方 債 に 関 す る 調 査

区 分	前 年 度 末 現在高見込額 千円	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額 千円
		起 債 見 込 額 千円	償 還 見 込 額 千円	
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	1,599,600	2,225,825	19,481,003
	補 正 額	2,800		2,800
	補 正 後 の 額	1,602,400	2,225,825	19,483,803
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	1,169,900	1,495,957	15,510,487
	補 正 額	4,800		4,800
	補 正 後 の 額	1,174,700	1,495,957	15,515,287
臨 時 財 政 対 策 債	補 正 前 の 額	1,200,000	997,102	11,540,359
	補 正 額	△ 134,475		△ 134,475
	補 正 後 の 額	1,065,525	997,102	11,405,884
計	補 正 前 の 額	5,673,900	5,751,714	56,048,497
	補 正 額	△ 126,875		△ 126,875
	補 正 後 の 額	5,547,025	5,751,714	55,921,622

平成 2 9 年度

浜田市駐車場事業 特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 29 年度 浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度浜田市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,381 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(單位：千円)

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐 車 場 費		18,340	37	18,377
	1 総 務 管 理 費	18,340	37	18,377
歳 出 合 計		36,344	37	36,381

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	1	37	38
歳入合計	36,344	37	36,381

(歲 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1駐 車 場 費	18,340	37	18,377				37
歳 出 合 計	36,344	37	36,381	0	0	0	37

2 歲 入

3 繰越金 (1 繰越金)

[illegible]

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前 年 度 繰 越 金	37	前年度繰越金 37

[illegible]

1 駐車場費 (1 總務管理費)

(單位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	37	1 財政調整基金積立金 37

平成 2 9 年度

浜田市公設水産物仲買売場 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

平成 29 年度 浜田市公設水産物仲買売場特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度浜田市の公設水産物仲買売場特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,851 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,369 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		1	1,851	1,852
	1 繰越金	1	1,851	1,852
歳入合計		16,518	1,851	18,369

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1水産物仲買売場費		16,518	1,851	18,369
	1総務管理費	16,518	1,851	18,369
歳出合計		16,518	1,851	18,369

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	1	1,851	1,852
歳入合計	16,518	1,851	18,369

(歲 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1水産物仲買売場費	16,518	1,851	18,369				1,851
歳 出 合 計	16,518	1,851	18,369	0	0	0	1,851

2 歳 入

3 繰越金 (1 繰越金)

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	1	1,851	1,852
1 繰越金	1	1,851	1,852
1 繰越金	1	1,851	1,852
歳入合計	16,518	1,851	18,369

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前 年 度 繰 越 金	1,851	前年度繰越金 1,851

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 水産物仲買売場費	16,518	1,851	18,369				1,851
1 総務管理費	16,518	1,851	18,369				1,851
1 一般管理費	16	1,851	1,867				1,851

1 水産物仲買売場費 (1 総務管理費)

(單位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	1,851	1 財政調整基金積立金 1,851

平成 2 9 年度

浜田市後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 29 年度 浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度浜田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,256 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 845,657 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		1	17,076	17,077
	1 繰越金	1	17,076	17,077
5 諸収入		35,907	180	36,087
	2 広域連合納付金	601	180	781
歳入合計		828,401	17,256	845,657

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		770,736	17,076	787,812
	1 後期高齢者医療広域連合負担金	770,736	17,076	787,812
4 諸 支 出 金		601	180	781
	1 償還金及び還付加算金	601	180	781
歳 出 合 計		828,401	17,256	845,657

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	1	17,076	17,077
5 諸収入	35,907	180	36,087
歳入合計	828,401	17,256	845,657

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2後期高齢者医療広 域連合納付金	770,736	17,076	787,812				17,076
4諸 支 出 金	601	180	781			180	
歳 出 合 計	828,401	17,256	845,657	0	0	180	17,076

4 繰越金 (1 繰越金)

6

1000

2 後期高齢者医療広域連合納付金 (1 後期高齢者医療広域連合負担金)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び交付金	17,076	1 保険料等負担金 17,076

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 諸支出金	601	180	781			180	
1 償還金及び還付加算金	601	180	781			180	
1 保険料還付金	600	180	780			180	

4 諸支出金 (1 償還金及び還付加算金)

(單位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利子及び割引料	180	1 保険料還付金 180

